

平成 30 年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」等への対応

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」等を踏まえ、地方団体が、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生等を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。
- (3) 地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

3. 地方行政サービス改革の推進と財政マネジメントの強化

行政サービスのアウトソーシング、情報システムのクラウド化などの地方行政サービス改革を推進するとともに、公共施設等の適正管理と最適配置、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、公営企業の経営改革の推進など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：君塚財政企画官、赤坂係長

代表：03-5253-5111 (内線23314、23323)

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

平成30年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし15.9兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 財源不足の補填については、平成29年度から平成31年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(0.7兆円)を行う。
- (2) 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
15兆9,264億円 + 事項要求 (H29 16兆3,298億円)
(H29比 △4,034億円)
(参考)一般財源総額見込み 62.5兆円程度 (H29 62兆803億円)

平成30年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	29年度	30年度			仮試算の考え方
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	20.3	20.5	0.1	0.7	H29給与改定所要額(人事院勧告(平成29年8月8日))の増
一般行政経費	36.6	37.2	0.6	1.8	社会保障費の増
補助	19.8	20.2	0.5	2.4	} 29年度同額
単 独	14.0	14.2	0.1	1.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.5	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0	
重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.2	0.2	0.0	0.0	
投資的経費	11.4	11.4	0.0	0.0	
直轄・補助	5.7	5.7	0.0	0.0	
単 独	5.6	5.6	0.0	0.0	
公債費	12.6	12.2	△ 0.3	△ 2.7	
その他	5.6	5.8	0.2	2.9	
計	86.6	87.2	0.6	0.7	
うち一般歳出計	70.6	71.5	0.8	1.2	
(歳入)					
地方税等	41.7	42.0	0.3	0.6	「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年7月18日内閣府)による名目成長率等を用いて試算
地方税	39.1	39.3	0.3	0.7	
地方譲与税等	2.6	2.6	△ 0.0	△ 0.8	
地方交付税	16.3	15.9	△ 0.4	△ 2.5	別紙参照
国庫支出金	13.5	13.8	0.2	1.7	社会保障費の増
地方債	9.2	9.7	0.5	5.7	
うち臨時財政対策債	4.0	4.6	0.5	12.9	
その他	5.9	5.9	0.0	0.0	29年度同額
計	86.6	87.2	0.6	0.7	
うち「一般財源」	62.1	62.5	0.4	0.6	注)2参照
うち(水準超経費除き)「一般財源」	60.3	60.6	0.3	0.5	(交付団体ベース)

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填の考え方等については「平成30年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
- 4 地域経済基盤強化・雇用等対策費の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

平成30年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 通常収支分

(単位: 億円)

項 目	平成30年度 要求額 A	平成29年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	154,454	154,343	111	0.1
財投特会からの繰入れ	3,000	4,000	△ 1,000	△ 25.0
地方法人税の法定率分	6,615	6,375	240	3.8
借入金償還	△ 4,000	△ 4,000	0	0.0
借入金等利子	△ 805	△ 820	15	△ 1.8
剰余金の活用	0	3,400	△ 3,400	皆減
計	159,264	163,298	△ 4,034	△ 2.5
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	1,541	1,328	213	16.0
一般会計からの繰入れ 合 計	155,995	155,671	324	0.2

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成30年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- 3 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 4 「財投特会からの繰入れ」は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を見込んで計上している。
- 5 平成28年度の国税決算に伴う地方交付税の精算については、今後の地方財政の状況等に応じて要求の修正を行う場合がある。
- 6 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成29年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況等に応じて要求を行う場合がある。
- 7 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、平成30年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求の修正を行う。

(2) 東日本大震災分

(単位: 億円)

項 目	平成30年度 要求額 A	平成29年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	3,464	—	—

平成30年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成30年度 当初要求額 A	平成29年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税4税の法定率分等 ①	141,735	141,385	350	0.2%
	所得税×33.1%	60,509	59,408	1,101	1.9%
	法人税×33.1%	39,035	41,014	▲1,979	▲4.8%
	酒税×50%	6,540	6,555	▲15	▲0.2%
	消費税×22.3%	40,250	38,218	2,032	5.3%
	(小計)	146,334	145,195	1,139	0.8%
	平成20、21、28年度補正予算精算分	▲2,355	▲2,355	0	0.0%
	前々年度国税4税決算精算分	▲2,244	▲1,455	▲789	54.3%
	(小計)	▲4,599	▲3,809	▲789	20.7%
	一般会計からの加算分 ②	12,719	12,958	▲239	▲1.8%
法定加算等	5,367	6,307	▲940	▲14.9%	
臨時財政対策特例加算	7,352	6,651	701	10.5%	
計(入口ベース) ①+②=③	154,454	154,343	111	0.1%	
特別会計	地方法人税の法定率分 ④	6,615	6,375	240	3.8%
	地方法人税×100%	6,616	6,439	177	2.7%
	前々年度地方法人税決算精算分	▲1	▲64	63	▲98.4%
	特別会計借入金償還額 ⑤	▲4,000	▲4,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	▲805	▲820	15	▲1.8%
	剰余金の活用 ⑦	0	3,400	▲3,400	皆減
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	3,000	4,000	▲1,000	▲25.0%
	前年度からの繰越 ⑨	0	0	0	-
計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	4,810	8,955	▲4,145	▲46.3%	
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩	159,264	163,298	▲4,034	▲2.5%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※1 平成30年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来23年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

※2 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。